

原料原産地表示の義務化に伴う消費生活条例告示等の改正方針

1 食品表示法に基づく食品表示基準(以下、基準という)の改正

変更点①: 対象の拡大

現行

加工食品のうち基準別表15に規定される26品目のみ対象
 ①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
 ②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

改正

全ての加工食品が対象
①重量割合上位1位の原材料の原産地
②個別品目に「おにぎり」が追加

変更点②: 表示方法の変更

現行

原料原産地名を、国別重量順表示
容器包装に表示

改正

**国別重量順表示のほか
又は表示及び大括り表示も可能
製造地表示の追加**
容器包装に表示(変更なし)

- * 国別重量順表示の例
小麦(アメリカ、カナダ)
- * 又は表示の例
小麦(アメリカ又はカナダ)
豚肉(アメリカ又は国産)
- * 大括り表示(「輸入」表示)の例
大豆(輸入)
- * 製造地表示の例
チョコレート(ベルギー製造)

2 東京都消費生活条例(以下、条例という)の現行と改正方針

告示・要領

現行

対象品目

調理冷凍食品
基準別表15により原料原産地表示義務が課せられている品目を除く

適用範囲

- ①上位3位までで、かつ、割合が5%以上の原材料
- ②商品名又は名称に付された原材料のいずれかで、下記に掲げるもの
 - ア 生鮮食品
 - イ 加工食品のうち22食品群と4つの個別品目

表示事項

原料原産地名を、国別重量順表示

表示場所

容器包装に表示
ただし、産地が頻繁に変わる場合等は、電話、FAX、インターネット等での情報提供可能

問題点

- ①基準の対象品目が全ての加工食品に拡大されるため 条例の除外規定の整理が必要(現行の「基準別表15で原料原産地表示義務が課せられている品目を除く」では大半の調理冷凍食品の重量割合上位1位の原材料で基準と条例の規定が重複)
- ②基準は又は表示や大括り表示も可能だが条例は不可のため整合性の検討が必要

改正方針

○ 輸入冷凍餃子事件を契機に原料原産地表示を条例で義務付けた経緯を踏まえ、消費者への適切な情報提供と事業者への信頼を確保するため、都条例による規制の枠組みは変更しない

- 【改正内容】**
- I 基準と条例の整合性が取れる内容に告示の除外規定等を改正(問題点①対応)
 - II 又は表示や大括り表示を行う場合、条例では電話やインターネットでの情報提供を行う旨を要領等に明示(問題点②対応)

(経過措置期間 平成34年3月31日まで)

条例告示の規定を改正した場合の表示例

例：調理冷凍食品 れんこんのはさみ焼き（※輸入実績等は仮想です）

現行

原材料のうち上位 3 位までかつ配合割合 5%以上、又は商品名等に名称が付されたものについて原料原産地表示を義務付け（別表 15 の品目除く）

a 国別重量順に表示

原材料名 れんこん（中国、韓国、タイ）、
豚肉（デンマーク）、
ねぎ（国産）、
ごま・・・

法・義務なし 条例・適

b 電話で情報提供（頻繁に産地変更あり）

原材料名 れんこん、豚肉、
ねぎ、ごま・・・
原料原産地については下記まで
お問い合わせください。
電話番号 0120-0000-0000

法・義務なし 条例・適

規定改正後

原材料のうち上位 3 位までかつ配合割合 5%以上、又は商品名等に名称が付されたものについて原料原産地表示を義務付け（別表 15 の品目除く）
「法律（食品表示基準）により国別重量順表示をしているものを除く」旨を追加

A 国別重量順に表示

原材料名 れんこん（中国、韓国、タイ）、
豚肉（デンマーク）、
ねぎ（国産）、
ごま・・・

法・適 条例・適

B 大括り表示（頻繁に産地変更あり）

原材料名 れんこん（輸入）、豚肉、
ねぎ、ごま・・・
原料原産地については下記まで
お問い合わせください。
電話番号 0120-0000-0000

法・適 条例・適

法と条例の整合性を取るため、規定の一部を改正しますが、規制強化や規制緩和となるものではありません。

重量順位 1 位の原材料について表示義務の根拠は変わりますが、表示される情報に変更はありません。（改正内容 I）

法律で新たに義務付けられる表示の追加が必要ですが、条例の表示部分に変更はありません。（改正内容 II）

法に基づく表示 ----- 条例に基づく表示 —————